

標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸告示第五百七十五号）

最終改正 令和六年 国土交通省告示第百十号

目次

- 第一章 総則（第一条 第二条）
- 第二章 運送業務等
- 第一节 通則
- 第二节 運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
- 第三节 積付け（第十八条）
- 第四节 貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
- 第五節 指図（第二十七条―第三十条）
- 第六節 事故（第三十一条―第三十三条）
- 第七節 運賃、料金等（第三十二条 第三十八条 第三十九条 責任（第三十九条―第五十二条）
- 第九節 連絡運輸（第五十三条―第六十条）
- 第三章 積込み又は取卸し等（第六十一条―第六十四条）

第一章 総則

（事業の運轉）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

- 第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款定めるところにより、この運約款に定める貨物の自動車運送については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送業務等

第一节 通則

- （受付日時）第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- （運送の順序）第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- （引渡期間）第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
- 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
- 二 未満期の数日は一日とします。
- 三 集配期間 集貨及び配車を要する場合にあつては各一日
- 2 前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。

（運送の申込み）

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込みする者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。
- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 三 集貨及び配車又は発送及び到着の希望日時
- 四 集貨先及び配達先又は送地及び到着地（同地、アパートその他他層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
- 五 運送の取扱種別
- 六 運賃、料金 第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第十七条第一項に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法
- 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 八 高価品については、貨物の種類及び価額
- 九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 十 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
- 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
- 十二 特約事項があるときは、その内容
- 十三 本約款の内容について承諾する旨
- 十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 2 前項において、当店は電報の方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて）当店で定める方法（以下同じ。）による運送の申込み方法と定めていときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申請書に記載すべき事項を電報の方法により提供することができるものとします。この場合において、申込者は、当該運送申込みを提出したものとみなします。
- （運送の引受け）第七条 当店は、前条第二項の運送申込み書の提出があつた場合において、申込者と協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を受付します。
- 一 集貨及び配車又は発送及び到着の予定日時
- 二 運賃、料金等又は積込料及び取卸料

- 2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書記載すべき事項についてより提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を受付したものとみなします。
- （貨物の種類及び性質の運送）第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を通知することと申込者に求めることがあります。
- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、は、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 4 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。
- （引受拒絶）第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
- 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらなものであるとき。
- 二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 当該運送に適する設備がないとき。
- 四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

- （高価品及び貴重品）第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
- 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、貴金属その他の貴金属、象牙、ジュエリー、タンクステンその他の稀貴金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、ペーパー、珊瑚及び各その製品
- 二 美術品及び骨董品
- 三 容器及び荷造りに加え、キログラム当たりの価額が二万円を超える貨物（動物を除く。）
- 2 前項第二号の一のキログラム当たりの価額の計算は、一荷造りごとに、これをします。
- 3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。
- （運送の取扱種別等不明な場合）第十一条 当店は、荷送人 第七條第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みするに当たり、運送の取扱種別その他その運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送の方法とします。
- （荷造り）第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをする必要があります。
- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要の荷造りを要求します。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面に十分な荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受け、ことがあります。

- （外装表示）第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りではありません。
- 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
- 二 品名
- 三 個数
- 四 その他運送の取扱いに必要な事項
- 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に添付することができます。
- （動物等の運送）第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
- 一 当店において、集貨、積込み又は受取の日時を指定すること。
- 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

- （危険品についての特則）第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、そのを当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全に運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。
- （連絡運輸）第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

（利用運送及び利用運送手数料）

- 第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。
- 2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を受けます。
- 3 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を取受します。
- 4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取受けません。

（積付け）

- 第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物の他の積付用品は、通常貨物自動車運送業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

（運賃等に対する引渡し）

（貨物の受取及び引渡し）

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送先において荷送人又は荷送人の指定する者が貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
- （荷理者等に対する引渡し）第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
- 一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
- 二 船舶、寄宿舍、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
- （留置権の行使）第二十一条 当店は、貨物に関与する者（以下「留置権者」という。）が、当該貨物の引渡しを拒否し、その旨を通知したときは、留置権を行使することができます。
- 2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けなかつた、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
- （指図の催告）第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定めて貨物の処分につき指図すべきことを催告することができます。
- 2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
- （引渡不能の貨物の寄託）第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。
- 2 前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
- 4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しを請求があつた場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。
- （引渡不能の貨物の供託）第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。
- 2 前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- （引渡不能の貨物の販売）第二十五条 当店は、第二十二條の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を販売することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二條の催告をしないが販売することがあります。
- 3 当店は、前二項の規定により貨物の販売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の販売をしたときは、その代償の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求が販売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人によるその支払を請求し、余額があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。
- （引渡不能の貨物の任意売却）第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、第二十二條の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十二條の手續をとらなかつたときは、その手續によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
- 2 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

（貨物の処分権）

- 第二十七条 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。
- 2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
- 3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書提出しなければなりません。
- （指図に応じない場合）第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第二項の規定による指図に応じないことがあります。
- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

- 第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
- 一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害が発生したとき。
- 二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとつたとき。
- 3 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
- 2 当店は、前項各号の場合において、指図を待つていとながなかつたときは、前項の指図を待つていとながなかつたときは、荷送人の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
- 3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。
- （危険品等の処分）第三十条 当店は、第二十五條の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他の運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他の運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたと同等とします。
- 2 前項前段の処分には、必要と認めるときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

- 第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。
- 2 当店は、貨物の全部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日以内に、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降に限り、発行することがあります。

（運賃、料金等）

- 第三十二条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。
- 2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを受けます。
- 3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。
- 4 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象としない運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- （運賃、料金等の取受方法）第三十三条 当店は、貨物を受取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を受取ります。
- 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、運賃、料金等の不足を払い戻し、又は追徴します。
- 3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すまでに、運賃、料金等を荷受人から取受することを認めることがあります。
- （待機時間料）第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み又は取卸し又は第六十二條第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機時間を除く。）に応じて、当店が別に定める料金を取受します。
- （延滞料）第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日（翌日）から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。
- （運賃請求権）第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が災害その他のやむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を受取しているときは、これを払い戻します。
- 2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥の荷送人の責任による事由によつて滅失したときは、運賃、料金等の全部を受取しません。
- （事故等と運賃、料金等）第三十七条 当店は、第二十七條及び第二十九條の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を受取します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を受取している場合には、不足あるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余額があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（中止手数料）

- 第三十八条 当店は、運送の中止の場合には、荷送人が責任を負ふない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定の日（以下「中止日」という。）の前日（中止をしたときは、この限りでは）荷送人に、前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
- 2 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十二パーセント以内
- 二 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十二パーセント以内
- 三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十二パーセント以内

（責任の始期）

- 第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
- （責任と差証）第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
- （運送引受書の記載の不完全等の責任）第四十一条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的紛擾その他の事由又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- （高価品に対する特則）第四十二条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着についで損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しません。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることが店長に知られていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
- （責任の特別消滅事由）第四十三条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しない貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができなかつたときは、一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から運送以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでは、前項の規定は、貨物の引渡しの日、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
- 3 荷受人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人の貨物の引渡しの日から運送以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から運送を経過する日まで延長されたとみなします。
- （損害賠償の額）第四十四条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける貨物の価額によつて、これを定めます。
- 2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷となつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
- 3 第三十六條第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害賠償額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
- 5 貨物が延着した場合は損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
- （賠償に基づく権利取得）第四十五条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。
- （除斥期間）第四十六条 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされたべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
- 2 前項の期間は、貨物の滅失又は損傷が発生した後に限り、合理により延長することができます。
- 3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害賠償の請求をしたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたとみなします。
- （賠償に基づく権利取得）第四十七条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（責任の始期）

- 第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
- （責任と差証）第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
- （運送引受書の記載の不完全等の責任）第四十一条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的紛擾その他の事由又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- （高価品に対する特則）第四十二条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着についで損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しません。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることが店長に知られていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
- （責任の特別消滅事由）第四十三条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しない貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができなかつたときは、一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から運送以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでは、前項の規定は、貨物の引渡しの日、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
- 3 荷受人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人の貨物の引渡しの日から運送以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から運送を経過する日まで延長されたとみなします。
- （損害賠償の額）第四十四条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける貨物の価額によつて、これを定めます。
- 2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷となつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
- 3 第三十六條第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害賠償額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
- 5 貨物が延着した場合は損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
- （賠償に基づく権利取得）第四十五条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（責任の始期）

- 第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
- （責任と差証）第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
- （運送引受書の記載の不完全等の責任）第四十一条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的紛擾その他の事由又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- （高価品に対する特則）第四十二条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着についで損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しません。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることが店長に知られていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
- （責任の特別消滅事由）第四十三条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しない貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができなかつたときは、一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から運送以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでは、前項の規定は、貨物の引渡しの日、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
- 3 荷受人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人の貨物の引渡しの日から運送以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から運送を経過する日まで延長されたとみなします。
- （損害賠償の額）第四十四条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける貨物の価額によつて、これを定めます。
- 2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷となつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
- 3 第三十六條第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害賠償額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
- 5 貨物が延着した場合は損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
- （賠償に基づく権利取得）第四十五条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（責任の始期）

- 第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
- （責任と差証）第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
- （運送引受書の記載の不完全等の責任）第四十一条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的紛擾その他の事由又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- （高価品に対する特則）第四十二条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着についで損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しません。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることが店長に知られていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
- （責任の特別消滅事由）第四十三条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しない貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができなかつたときは、一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から運送以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでは、前項の規定は、貨物の引渡しの日、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
- 3 荷受人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人の貨物の引渡しの日から運送以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から運送を経過する日まで延長されたとみなします。
- （損害賠償の額）第四十四条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける貨物の価額によつて、これを定めます。
- 2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷となつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
- 3 第三十六條第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害賠償額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
- 5 貨物が延着した場合は損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
- （賠償に基づく権利取得）第四十五条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（責任の始期）

- 第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
- （責任と差証）第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
- （運送引受書の記載の不完全等の責任）第四十一条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的紛擾その他の事由又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- （高価品に対する特則）第四十二条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着についで損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しません。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることが店長に知られていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
- （責任の特別消滅事由）第四十三条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しない貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができなかつたときは、一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から運送以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでは、前項の規定は、貨物の引渡しの日、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
- 3 荷受人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人の貨物の引渡しの日から運送以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から運送を経過する日まで延長されたとみなします。
- （損害賠償の額）第四十四条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける貨物の価額によつて、これを定めます。
- 2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷となつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
- 3 第三十六條第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害賠償額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
- 5 貨物が延着した場合は損害賠償の額は、運